

令和2事業年度

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日 〕

第 16 期

事業計画(変更)

首都高速道路株式会社

I．高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和2事業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約3,054億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約2,963億円の事業費を予定している。資金計画については、自主調達（社債、民間借入金）等により合計約2,114億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純損失として約30億円発生する見込みである。

Ⅱ. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和2事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））等を継続実施するため、約268億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約264億円）を予定している。また、東品川栈橋・鮫洲埋立部等の大規模更新を実施するため、約381億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約371億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約1,466億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、約847億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和2事業年度の事業計画は下記のとおりである。

（単位：億円）

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））など計4路線10.4km（※）の新設、都道首都高速3号線（池尻・三軒茶屋出入口付近付加車線増設）などの改築	268
	都道首都高速1号線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）1.9km等の大規模更新	381
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	都道首都高速1号線など計36路線327.2km（※）の維持、修繕、災害復旧その他の管理	1,466
	都道首都高速3号線（池尻・三軒茶屋出入口付近）1.5km等の大規模更新 都道首都高速1号線など計18路線55.2kmの大規模修繕	847
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		2,963

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※令和2事業年度事業計画変更時点

２．高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和２事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路をご利用するお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理等を実施するため、約０．５億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約６６億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約２５億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る令和２事業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	埼玉県道高速足立三郷線八潮パーキングエリア（上り線）など計２箇所のパーキングエリアの管理等	０．５
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※１）	「高速横浜環状北線建設事業に関連する都市計画道路大田神奈川線事業の工事等の施行に関する細目協定書」に基づく受託工事ほか	６６
高速道路株式会社法第五条第２項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※２）	汐留駐車場など駐車場事業５箇所、都道首都高速２号線高架下施設事業４箇所等	２５
合計Ｂ（高速道路事業以外）		９２

合計（Ａ＋Ｂ）（全事業）		３，０５４
--------------	--	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※１ この中には、会社法第五条第５項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（所要資金１億円）を含む。

※２ この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十条第１項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金０．１億円）を含む。

■資金計画書

令和2事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合 計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,936	2,936		
関連事業営業収入	90			90
S A ・ P A 事業収入	1			1
その他の事業収入	23			23
受託事業収入	66			66
営業外収入				
(資本的収入)				
社債・借入金	2,114	2,114	(2,059)	
機構からの無利子借入金	8	8	(8)	
社債	1,230	1,230	(1,230)	
民間借入金	876	876	(821)	
前期繰越金	1,151	1,069	(757)	82
合 計	6,291	6,119	(2,816)	171
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	798	798		
道路維持費	406	406		
道路業務管理費	223	223		
一般管理費	168	168		
道路資産賃借料	2,070	2,070		
関連事業管理費	84			84
S A ・ P A 事業管理費	0			0
その他の事業管理費	18			18
受託事業営業費	66			66
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	268	268	(260)	
新設・改築費	264	264	(257)	
一般管理費	1	1	(1)	
支払利息等	2	2	(2)	
高速道路特定更新等工事費（改築）	381	381	(381)	
新設・改築費	371	371	(371)	
一般管理費	7	7	(7)	
支払利息等	3	3	(3)	
高速道路修繕費	669	669	(597)	
修繕費	629	629	(560)	
一般管理費	35	35	(33)	
支払利息等	4	4	(4)	
高速道路特定更新等工事費（修繕）	847	847	(847)	
修繕費	813	813	(813)	
一般管理費	28	28	(28)	
支払利息等	7	7	(7)	
関連事業建設費	7			7
S A ・ P A 事業建設費	-			-
その他の事業建設費	7			7
社債等償還金	36	33		3
次期繰越金	1,131	1,053	(730)	77
合 計	6,291	6,119	(2,816)	171

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の（ ）書きは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する道路資産の形成に係る資金計画であり、令和元年度末執行分（見込）を加味したものである。

※ 高速道路管理費、高速道路修繕費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出（35億円）を含む。

■収支予算書

令和２事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	金 額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	4,584	4,584	
(1) 料金収入	2,669	2,669	
(2) その他収入	1,915	1,915	
・道路資産完成高	1,915	1,915	
2. 営業費用	4,615	4,615	
(1) 道路資産賃借料	1,881	1,881	
(2) 道路資産完成原価	1,941	1,941	
(3) 管理費用	793	793	
・維持修繕費	369	369	
・管理業務費	203	203	
・一般管理費	136	136	
・租税公課	12	12	
・減価償却費	72	72	
(4) 引当金等	-	-	
高速道路事業営業利益	▲ 31	▲ 31	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	83		83
(1) S A ・ P A 事業収入	1		1
(2) その他の事業収入	21		21
(3) 受託事業収入	61		61
2. 営業費用	81		81
(1) S A ・ P A 事業費	0		0
(2) その他の事業費	19		19
(3) 受託事業費	61		61
関連事業営業利益	3		3
全事業営業利益	▲ 28	▲ 31	3
III. 営業外収益	-	-	-
IV. 営業外費用	2	2	0
經常利益	▲ 30	▲ 32	2
V. 特別利益	-	-	-
VI. 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	▲ 30	▲ 32	2
法人税、住民税及び事業税	-	-	-
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	▲ 30	▲ 32	2

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路事業等会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。

※高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う損失（▲32億円）を含む。